

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	12-1
許認可等の種類	果樹園経営計画の認定			
根拠法令条例等・条項	果樹農業振興特別措置法第4条			
許認可等の概要	農業者の果樹園経営計画の認定			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>果樹農業振興特別措置法第4条 (都道府県知事の認定)</p> <p>第四条 都道府県知事は、前条第一項の認定を受けたい旨の請求があつた場合において、その果樹園経営計画に係る事項が次の各号の要件のすべてをみたすときは、当該果樹園経営計画が適当である旨の認定をするものとする。</p> <p>一 前条第二項第二号の改善目標が農林水産大臣の定める基準に適合すること。</p> <p>二 前条第二項第三号の措置に関する計画が合理的な果樹園経営の基盤の確立を図るために必要かつ適当なものであること。</p> <p>三 前二号に規定するもののほか、当該果樹園経営計画が果樹農業振興計画の内容に照らし適当と認められるものであること。</p> <p>四 当該果樹園経営計画に係る事項の達成される見込みが確実であること。</p> <p>「果樹農業振興特別措置法第3条、第4条及び第4条の2の規定に基づく果樹園経営計画の作成及び認定並びに当該果樹園経営計画に係る資金の融通について」(昭和60年7月1日付60農蚕第3665号農林水産事務次官依命通達)</p> <p>「果樹園経営計画の作成、認定等の運用並びに果樹園経営計画等の様式について」(昭和60年7月1日付60農蚕第3666号農林水産省農蚕園芸局長通達)</p>			
基準の制定根拠	昭和60年60農蚕第3665号農林水産事務次官依命通達			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	1月			
期間の制定根拠	昭和47年47文第499号農林事務次官依命通達			